



第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画

概要版

2026（令和8年度）～2035年度（令和17年度）



2026（令和8年）3月
坂戸市



1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは

廃棄物処理法第6条に基づき、一般廃棄物（ごみ・生活排水）の処理を総合的に計画する「一般廃棄物処理基本計画」を、10年を計画期間として策定します。

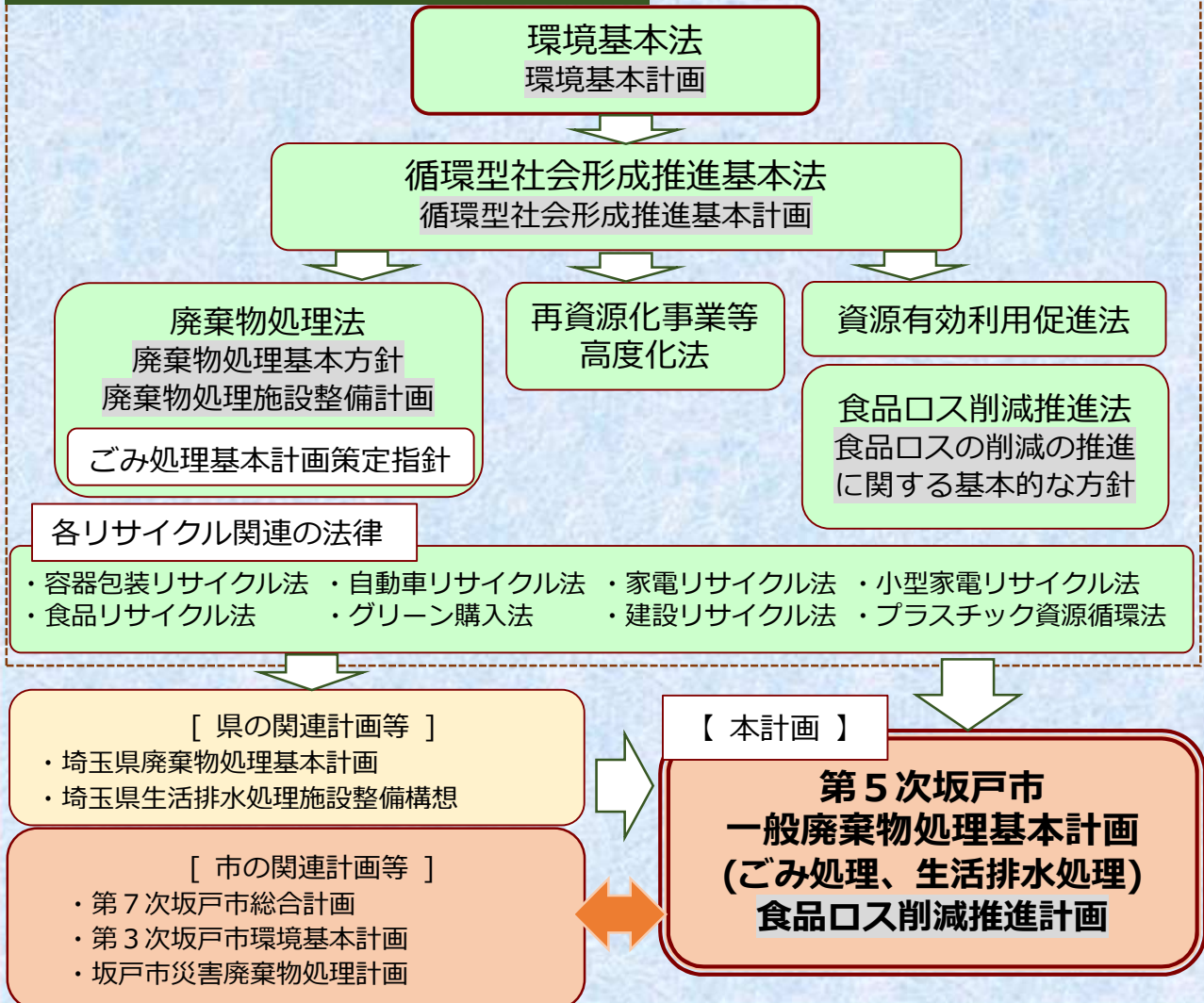
本計画は、令和8年度から令和17年度を対象とし、ごみの発生抑制、資源化、適正処理、施設整備、生活排水処理などに関する目標や施策を体系的に整理した長期的な指針です。PDCAサイクルによる進行管理のもと、市民・事業者・行政の連携と協力体制の強化を図ります。

また、食品ロス削減推進法に規定される「食品ロス削減推進計画」を含む形で策定し、食品ロスのさらなる削減に向けた取組も推進していきます。

2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

「第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画」の策定にあたっては、廃棄物処理法に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、本市の総合計画、環境基本計画、その他の関連計画との整合性を図ります。

循環型社会形成推進のための法体系



一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は以下の項目で構成されています。

【内容】

ごみ処理の現状、前計画施策の評価、市民・事業者意識調査（アンケート）結果概要、ごみ処理の課題、将来予測、基本理念・基本方針、目標値の設定、市民・事業者・行政の役割、収集運搬計画、中間処理計画、最終処分計画、その他ごみ処理に関する施策

【主な目標値】

- ・ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
令和17年度 414g （参考 令和4年度 484g ）
 - ・ リサイクル率
令和17年度 30.2% （参考 令和4年度 28.3%）
- ※国の目標値を踏まえた目標設定としています。国の目標では令和4年度を基準としているため、本計画の基準年を令和4年度とします。

4 基本理念と基本方針

第5次基本計画では、住民・事業者意識調査アンケート結果分析も踏まえ、以下のとおり設定します。

「みんながつながる・みんなでつなげる循環型社会」

【第5次基本計画の基本方針】

基本方針1

ごみの減量化と資源化の推進

基本方針2

市民・事業者・行政の連携による取組の推進

基本方針3

ごみの減量に関する環境教育・啓発活動の充実

基本方針4

適正処理の推進と不適正処理対策の強化

5 市民・事業者・行政の役割(主な項目)

市民が取り組むべき項目

- リユース品の積極的な使用
- 食品ロスや生ごみの減量
- ごみと資源物の分別排出の徹底
- フリーマーケットやリサイクルショップの積極的な活用
- 家庭ごみ集積所の適切な管理
- 環境に配慮して製造された商品の積極的な購入

事業者が取り組むべき項目

- CSR（企業の社会的責任）の一環としての環境活動
- 従業員への環境教育の啓発
- 廃棄物処理法及び各種リサイクル法の遵守
- ごみ（産業廃棄物・一般廃棄物）と資源物の適正排出
- 環境配慮商品の販売
- 簡易包装の実施
- 店舗や製品における啓発表示

市(行政)が取り組むべき項目

- 生ごみの減量対策の推進
- 生活系ごみの分別徹底とリサイクル強化
- 適正な排出ルールの周知徹底
- 外国籍の方にわかりやすいごみのマニュアルやカレンダーの作成
- 事業系ごみの排出抑制の働きかけ
- イベント等におけるリユース品の販売の積極的な実施
- 市民参加型キャンペーンの実施
- 処理施設の適正な維持管理

6 食品ロス削減推進計画

食品ロス削減推進法第13条第2項において、計画の策定にあたって、一般廃棄物処理計画など、食品ロス削減に関する事項を含む他の法令に基づく計画との調和を図るよう努めなければならないとされています。

本市では、こうした法的背景を踏まえ、食品ロスのさらなる削減を図るため、「坂戸市食品ロス削減推進計画」を「第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画」と一体で策定し、市内における食品ロス削減の取組を着実に推進していきます。

【目標値】

- ・市内の食品ロス発生量
令和17年度 985+ (参考 令和4年度推計値 1,905+) 令和4年度比 48%削減

食品ロス削減への取組

(1) 市民への啓発

市民への啓発としてエシカル消費を推進しています。エシカル消費とは、「地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動」のことです。

本市においても、エシカル消費を推進し、食品ロス削減の啓発を行っています。

🛒 買い物でできること

買い物前に家にある食材と期限をチェック



メモ書きや携帯・スマートフォンで撮影し、買い物の参考にしましょう。

※事前に冷蔵庫や食品庫の整理をするとより効果的です。

必要な分だけ購入



まとめ買いを避け、必要な分だけ買って、食べきりましょう。

期限表示を知って賢く購入



すぐ使う食品は商品棚の手前から取るようにしましょう。

※売れ残りは店舗で処分されてしまい、食品ロスにつながります。

🏠 家でできること

食材に合わせて、適切に保存する



作りすぎてしまった料理や使いきれなかった食品を小分けにする等の保存方法と、保存場所を工夫してみましょう。

食材を使い切る



実は食べられる部位を、普段捨ててしまっていないか。皮のむき過ぎや、野菜のへた等の過剰な除去を減らしてみましょう。

食べ切れる量を作る



体調や家族の予定に配慮し、調理しましょう。調整が難しいときは、作る量を少なくし、足りなければ冷凍食品等を活用してみましょう。

(2) 事業者への啓発

食品ロスの削減のためには、食品の小売店、飲食店等の事業者の方のご協力が必要です。

本市の取組として、「エコショップ認定制度」「食品ロス削減キャンペーン」を推進しています。

すぐに食べるなら
手前からとってね!

 **坂戸市**
からのお願いです

食品ロス削減へのご協力
ありがとうございます



7 基本理念と基本方針

基本理念

坂戸市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、「みんながつながる・みんなでつなげる循環型社会」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政が連携し、ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組を進めています。

国・県の動向を踏まえ、食品ロスの削減につながる取組を進め、環境負荷の少ない持続可能なまちの実現を目指します。

【基本理念】

「もったいない」からはじめる食品ロス・ゼロ

基本方針

基本理念に基づき、3つの基本方針及び重点項目を以下のとおり設定します。

【食品ロス削減推進計画の基本方針】



基本方針 1

食品ロス削減の普及啓発

- ① 学校や地域団体と連携した食育・出前講座の実施
- ② 「30・10 運動」や「食べきり運動」の周知強化
- ③ 家庭向けリーフレットや SNS での情報発信
- ④ 食品ロス実態に関する見える化・データ公開
- ⑤ 食品ロス削減をテーマとしたイベント・キャンペーンの開催

基本方針 2

市民・事業者・行政の協働による食品ロス削減

- ① エコショップ認定制度の拡充
- ② フードドライブ活動の拡充と定着化
- ③ 市内事業者との情報共有と好事例の横展開
- ④ 市民協働型の検討会・ワークショップの開催

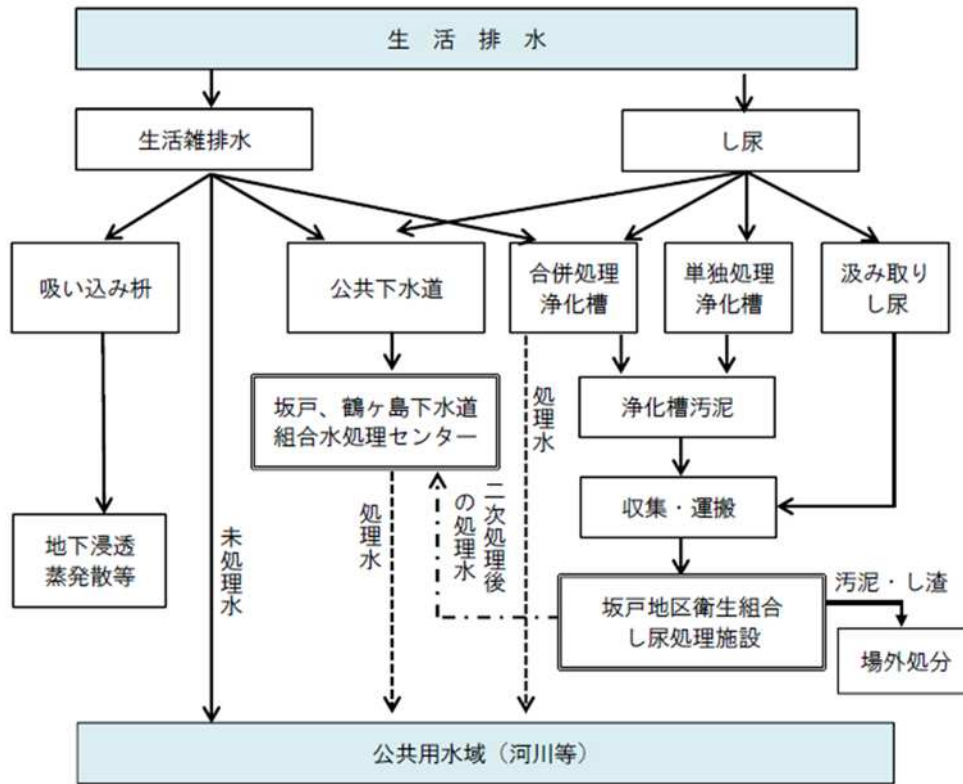
基本方針 3

食品ロス削減につながる施策・取組の実施

- ① 家庭ごみの組成調査に基づく改善策の検討と実施
- ② 市内小中学校や保育園における残食削減の推進
- ③ 規格外農産物の有効活用の促進
- ④ 災害備蓄品の入替え等における有効活用

8 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画

本市の公共下水道事業については、坂戸・鶴ヶ島下水道組合において、平成12年度に公共下水道全体計画（基本計画）を定め、令和2年度、6年度に見直しを行い整備を進めています。令和6年度末現在、公共下水道普及率は73.6%となっています。生活排水処理の概要を、以下の図に示します。



9 基本理念と基本方針

生活排水処理計画の基本理念と基本方針を以下のとおり設定します。

「清らかな水辺を守り、快適に暮らせるまち」

【生活排水処理計画の基本方針】

基本方針1 地域の特性に応じた生活排水処理施設の整備方針の推進

基本方針2 合併処理浄化槽の計画的かつ持続的な普及促進

基本方針3 し尿処理施設の効率的な管理運営に向けた連携の促進



坂戸市市制施行50周年

第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画

2026（令和8）年3月

発行：坂戸市

編集：坂戸市 環境産業部 廃棄物対策課

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田1-1-1

電話：049（283）1331（代）

FAX：049（283）1685

URL：<https://www.city.sakado.lg.jp/>